

設計課題 「レストラン併用住宅（木造2階建）」

1. 設計条件

ある地方都市の住宅地において、夫婦で営む西洋料理のレストラン併用住宅を計画する。敷地内には、レストランにおいて提供する料理に使用するハーブ・野菜などを栽培する菜園を設けるものとする。

計画に当たっては、次の①～⑥に特に留意する。

- ① レストラン部分の客用出入口、厨房用通用口及び住宅用玄関の3箇所を、それぞれ独立して設ける。
- ② レストラン部分の客用出入口へのアプローチは必ず独立して設ける。ただし、レストラン部分の厨房用通用口へのアプローチと住宅用玄関へのアプローチとは、兼用してもよい。
- ③ レストラン部分と住宅部分とは、屋内の1階部分で行き来できるようにする。
- ④ 客席に隣接して屋外テラスを設け、客室から屋外テラスへ直接行き来できるようにする。
- ⑤ 菜園は、屋外テラスに近接して配置する。
- ⑥ 建築物の耐震性を確保する。

(1) 敷地

- ア. 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
- イ. 第1種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- ウ. 建ぺい率の限度は60%（特定行政庁が指定した角地における加算を含む）、容積率の限度は200%である。
- エ. 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- オ. 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。

(2) 構造及び階数

- ア. 木造2階建とする。
- イ. 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。

(3) 延べ面積

- 必ず「170㎡以上、210㎡以下」とする。
- （床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、屋外スロープ、屋外テラス、駐車スペース、駐輪スペース等は算入しないものとする。）

(4) 家族構成等

夫婦（40歳代で、夫が調理、妻が接客を担当）、子供2人、（女子高校生、女子中学生）

(5) 要求室

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

室名	設置階	特記事項	床面積		
・レストラン部分は、下足利用とする。					
レストラン部分 客室 厨房 食品庫 店舗用倉庫 菜園用倉庫	1階	ア. カウンター席及びテーブル席を、計16席以上設ける イ. 上記16席以上のうち、テーブル席6席を可動間仕切りにより、独立した室としても使用できるようにする。 ウ. レジカウンターを設ける。	適宜		
		ア. レストランにおいて使用する食材を保管する。 イ. 厨房に隣接させる。			
		・ レストランにおいて使用する備品などを保管する。			
		ア. 菜園において使用する備品などを保管する。 イ. 外部から利用できるようにする。			
		ア. 男女兼用とする。 イ. 広さは心々1,820mm×1,820mm以上とする。		3.3㎡以上	
洗面所		ア. 多目的便所に隣接して設ける。 イ. コーナーとしてもよい。	適宜		
住宅部分 玄関ホール 居間 食事室 台所 便所(1) 夫婦寝室 子ども室(1) 子ども室(2) 便所(2) 洗面脱衣室 浴室 納戸	1階	・ 下足入れを設ける。 ア. 1室又は2室にまとめてもよい。 イ. 食事室には、テーブル(計4席)を設ける。	適宜		
		2階		・ 洋室とし、ベッド(計2台)、ウォークインクローゼット(4㎡以上)を設ける。	16㎡以上 (ウォークインクローゼットを除く)
				ア. いずれも洋室とし、それぞれベッド、机、収納を設ける。 イ. いずれも客室の上部に計画してはならない。	
				・ 厨房の上部に計画してはならない。	
	適宜				
	3㎡以上				

(6) 屋外施設等

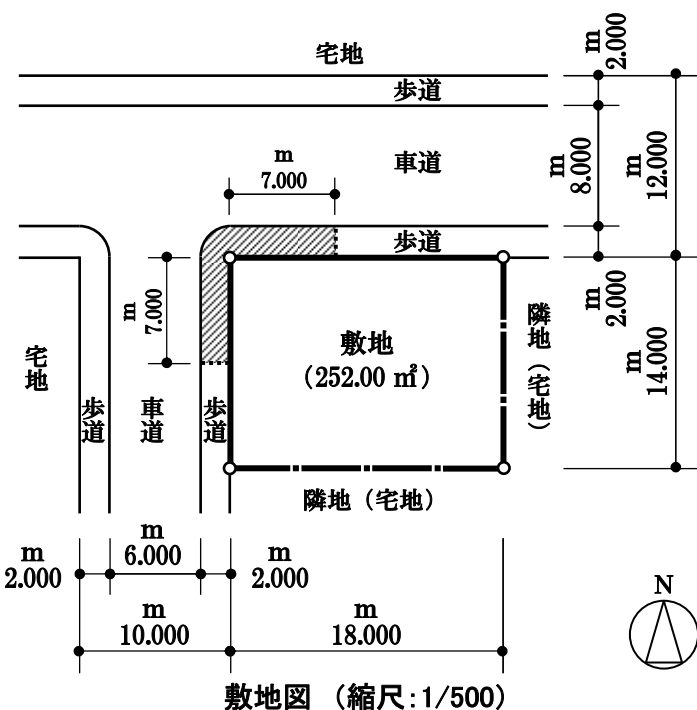
屋外に下表のものを計画する。

名称	特記事項
屋外テラス	ア. 客室とは別に、テーブル(計6席以上)を設ける。 イ. 客室に隣接させ、客室と直接行き来できるようにする。
菜園	ア. 屋外テラスに近接して配置する。 イ. 菜園用の洗い場を設ける。 ウ. 24㎡以上(洗い場を除く。)とし、まとまったスペース(少なくとも、直径2.5m以上の円が1つ入るスペース)とする。
駐車スペース	ア. 1台分(自家用)の駐車スペースを設ける。 イ. 客用の駐車スペースは、近くにあり、敷地内に計画しなくてもよい。
駐輪スペース	・ 自転車6台分(客用3台分、自家用3台分)の駐輪スペースを設ける。
屋外スロープ	・ 道路からレストラン部分の客用出入口に至るアプローチに高低差が生じる場合は、スロープ(勾配は1/15以下)を設ける。

2. 要求図書

- a. 下表より、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみ出して記入してもよい)。
- b. 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- c. 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、4.55mm(矩計図にあっては、10mm)である。
- d. シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてもよいものとする。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図(1/100) (2)2階平面図(1/100)	①1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ア. 建築物の主要な寸法 イ. 室名等 ウ. 「通し柱」を○印で囲み、「耐力壁」には△印を付ける。 （注）「耐力壁」とは、筋かい等を設けた構造上有効な壁をいう。 エ. 矩計図の切断位置及び方向 オ. 住宅部分については、洗面台、洗濯機、浴槽、洋式便器、手洗い器 ②1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ア. 敷地境界線と建築物との距離 イ. 道路から建築物へのアプローチ、屋外スロープ（高低差が生じる場合）、屋外テラス、駐車スペース、駐輪スペース、門、塀、植栽等 ウ. 道路から敷地への出入口には、▲印を付ける。 エ. 屋外テラスについては、テーブル、椅子 オ. 菜園について ・ 菜園の範囲及び直径2.5m以上の円（それぞれ破線にて明記する。） カ. レストラン部分について ・ 客室には、カウンター、テーブル、椅子、可動間仕切り、レジカウンター ・ 厨房には、厨房設備機器（流し台、調理台、コンロ台、冷蔵庫等）、配膳台、手洗い器 ・ 多目的便所（客用）には、洋式便器、手摺、手洗い器 ・ 洗面所には、洗面器 キ. 住宅部分について ・ 玄関ホールには、下足入れ ・ 台所には、台所設備機器（流し台、調理台、コンロ台、冷蔵庫等） ③2階平面図には、次のものを記入する。 ア. 1階の屋根伏図（平家部分がある場合） イ. ベッド、机
(3)2階床伏図兼1階小屋伏図(1/100)	ア. 主要部材（通し柱、1階及び2階の管柱、胴差、2階床梁、桁、小屋梁、火打梁、棟木、母屋、小屋束など必要なもの）については、凡例の表示記号にしたがって記入し、断面寸法（小屋束を除く。）を凡例欄に記入する。ただし、主要部材のうち、平角材又は丸太材としたものについては、その断面寸法を図面上に記入する。なお、根太及び垂木については記入しなくてもよい。 イ. その他必要に応じて用いた表示記号は、凡例欄に明記する。 ウ. 建築物の主要な寸法を記入する。
(4)立面図(1/100)	ア. 南側立面図とする。 イ. 建築物の最高の高さを記入する。
(5)矩計図(1/20)	ア. 切断位置は、1階（レストラン部分）及び2階の外壁を含む部分とし、1階又は2階の少なくともどちらかに開口部を含むものとする。 イ. 作図の範囲は、柱心から1,000mm以上とする。 ウ. 矩計図として支障のない程度であれば、水平方向及び垂直方向の作図上の省略は、行ってもよいものとする。 エ. 主要部の寸法等（床高、天井高、階高、軒高、軒の出、開口部の内法、屋根の勾配）を記入する。 オ. 主要部材（基礎、土台、胴差、2階床梁、2階根太、桁、小屋梁、母屋、垂木など必要なもの）の名称・断面寸法を記入する。 カ. 床下換気口（又は、これに代わるもの）の位置・名称を記入する（1階床組が木造の場合のみ）。 キ. アンカーボルト、羽子板ボルト等の名称・寸法を記入する。 ク. 屋根（小屋裏が外気に通じている場合は、屋根の直下の天井）、外壁、その他必要と思われる部分の断熱・防湿措置を記入する。 ケ. 室名及び内外の主要な部位（屋根、外壁、床、内壁、天井）の仕上材料名を記入する。
(6)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 計算結果は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(7)計画の要点等	・ 建築物及び敷地の計画に関する次の①～③について、それぞれ箇条書きで具体的に記述する。 ① 敷地内における菜園の配置で工夫した点 ② 住宅部分とレストラン部分との関係で工夫した点 ③ レストラン部分の計画で工夫した点



(注) 交差点付近の歩道の斜線部分には、駐車のためのアプローチを計画してはならない。